

令和 7 年 9 月 2 日

(件名)

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づく、設立認証の取り消しについて、下記のとおりお知らせします。

記

(令和 7 年度に静岡県が設立の認証を取り消した法人)

	法 人 名	主たる事務所の所在地	取消根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 あしたの里	伊豆市加殿 276 番地	法第 43 条 第 1 項	令和 7 年 8 月 21 日
2	特定非営利活動法人 エネルギー環境アースネット	三島市青木 164 番地の 1-202		
3	特定非営利活動法人 静岡県クラフト協会	熱海市西山町 14 番 18 号		

(根拠)

- ・ 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。